

市民・弁護士のための国際人権法連続講座

# Human Rights

3年目を迎える連続講座、今年度は  
労働と国際人権法を  
取り上げます。

参加費  
無料  
申込不要

## よう知らんけどな 人権ってええらしいで。

●日時：各日共に18:30～20:30(開場:18:00)

※各講座の開催日・内容・講師の詳細は裏面をご覧ください。

●会場：大阪弁護士会館(大阪市北区西天満1-12-5)

### Information

#### ▶一時保育サービスのお知らせ(無料)

【対象】首のすわっている乳児～未就学児

【託児時間】開始15分前から終了15分前まで

※お申込みを希望される方は、イベント実施7日前までに下記問い合わせ先まで電話でお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉大阪弁護士会人権課 TEL.06-6364-1227

#### ▶手話通訳のお知らせ(無料)

※手話通訳を希望される方は、各イベント実施7日前までに裏面申込欄に必要事項記載のうえ、FAX 06-6364-7477までお申込みください。

両サービスとも  
要予約



【大阪弁護士会館までのアクセス】

- 京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- 地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- 地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

# 市民、弁護士のための国際人権法連続講座

## コ・ク・サ・イ・ジ・ン・ケ・ン・ホー??

それなんや、さっぱりわからへんな〜。関係ないし、使い道もないんちゃうん。

と思われのかもしれないが、

実は、国際人権法、身近な人権問題に使えちゃうのです。

国際人権法を知って、人権問題を解決するヒントを一緒に学びませんか？

2015  
5/26  
(火)

18:30~20:30

### 第1回「長時間労働と国際人権法」

KAROSHI (過労死) が世界語として定着して20年以上、日本では昨年ようやく過労死等防止対策推進法が施行されました。一方、オランダの年金基金が東京電力の原発対応が甘いとして株式を売却して資金を引き上げるなど、世界的には国際人権法や環境問題に関心が薄い会社とは取引や投資をしないという動きも出始めています。日弁連も今年の1月に「人権デュー・ディリジェンスのためのガイドンス(手引)」を発表し、企業が人権を尊重する責任を果たすよう弁護士として後押ししています。今回は過労死問題の現状から、国際人権法とビジネスの関係まで幅広く取り上げます。

【講師】 **菅原 絵美さん**(大阪経済法科大学准教授)

専門は国際法、国際人権法。国連グローバル・コンパクト事務所でのインターンシップ、グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク事務局のスタッフを経て、現職。現在は国際人権法の観点から企業の社会的責任(CSR)について研究を進めている

【講師】 **岩城 穰さん**(弁護士・大阪弁護士会所属)

1956年生まれ。1988年弁護士登録直後から過労死問題に取り組む。過労死弁護団全国連絡会議事務局次長、大阪過労死問題連絡会事務局長。過労死防止の立法運動にも加わり2014年の過労死等防止対策推進法の制定に尽力。制定後は過労死等防止対策推進協議会の委員となり「大綱」作成に関与。過労死防止全国センター事務局長。

【講師】 **齊藤 誠さん**(弁護士・東京弁護士会所属)

1946年1月生まれ 東京都立大学法学部卒業、1978年 弁護士登録、日本弁護士連合会 弁護士業務改革委員会委員、同委員会企業の社会的責任(CSR)と内部統制に関するプロジェクトチーム 座長、社会的責任に関する円卓会議総会専門家委員 共著「男女共同参画推進条例のつくり方」ぎょうせい 2001

【コーディネータ】 **谷口 真由美さん**(大阪国際大学准教授)

専門は国際人権法、ジェンダー法、憲法など。シャレと勢いで作った「全日本おばちゃん党」代表代行として、日々社会の不条理に突っ込みを入れている。

2015  
9/28  
(月)

18:30~20:30

### 第2回「女性労働と国際人権法」

採用、賃金、昇進などにおける男性との格差、セクシャル・ハラスメント、出産・育児など、女性労働には男性とは異なる問題があります。これまで住友電工男女賃金差別事件や住友化学女性差別事件など、働く女性に対する差別が多くの裁判で争われ、女性労働における差別の撤廃が求められてきました。現在、政府は、女性の活躍支援を掲げ、女性役員登用促進や職場環境整備、家事・育児支援サービス等の施策を示しています。そこで、今なお残る働く女性に対する差別や働く女性の環境をめぐるさまざまな問題について、2015年2月に女性差別撤廃委員会の委員長に就任された林陽子弁護士をお迎えしてお話を伺います。

【講師】 **林 陽子さん**(弁護士・第二東京弁護士会所属)

1983年弁護士登録(第二東京弁護士会)。性暴力被害者のためのホットライン、人身売買被害者のためのシェルターなどで、女性の人権侵害の救済のための活動にかかわる。自由人権協会「女性の権利プロジェクト」責任者。内閣府男女共同参画会議「女性に対する暴力」専門調査会前委員。2008年より国連女性差別撤廃委員会委員。2015年2月より同委員会委員長。共編著「女性差別撤廃条約と私たち」(信山社、2011年)。

2016  
2月頃  
(調整中)

### 第3回「外国人労働と国際人権法」(仮題)※日程調整中

手話通訳申込欄(FAX:06-6364-7477)

手話通訳を申込みます	<input type="checkbox"/>
氏名	
連絡先(FAX番号)	
メールアドレス	

※記載いただいた、個人情報は本目的以外には使用しません。